

特定非営利活動法人 いわき市民活動支援あいセンター
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いわき市民活動支援あいセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福島県いわき市中央台高久2丁目26番地の4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主にいわき市内で活動する、民間非営利活動団体及び市民団体を支援し、これらの活動の基盤整備を進め、地域や分野を越えたネットワークの拠点となるとともに、まちづくりの推進活動については積極的にこれと取り組み、行政や地域と連携した新たな協働関係を築きながら、もって市民社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、主として特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行うほか、まちづくりの推進を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) NPO活動・市民活動に関する情報の収集・発信事業
- (2) NPO活動・市民活動の運営・交流に関する支援及び相談事業
- (3) NPO活動・市民活動に関する研修事業
- (4) NPO活動・市民活動に関する調査・研究及び政策提言に関わる事業
- (5) まちづくりの推進に寄与する事業
- (6) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、法人の事業に参加することを主とする個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を財政的に支援することを主とする個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会資格・条件等は特に定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 入会の承認は理事会で行う。ただし、この法人の活動に支障が無い限り入会を認めるものとする。
- 4 理事会が正当な理由をもって入会を認めない場合、速やかに理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員の会費は、理事会がこれを別に定める。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反した場合。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上5人以下
- (2) 監事2人

2 理事のうち一人を理事長、一人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序に従ってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為また

は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合において、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の定足数および権能)

第22条 総会においては、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会開催の目的である事項について提案をした場合に、その提案について正会員全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第22条、第26条、第28条及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 団体会員の議決権は各1票であり、この法人に対する代表者が表決する。
- 6 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第26条第3項により、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の定足数及び機能)

第30条 理事会においては、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面(又は電磁的方法を含む)をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず理事の3分の2以上の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(議決)

第34条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計運営)

第40条 会計の主たる業務は事務局が行う。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設定することができる。

2 予備費の使用は、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画及び予算の変更)

第44条 事業計画及び予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び活動決算は、理事長が事業報告書、活動計算書、

貸借対照表及び財産目録を作成し、事業年度終了後2月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置及び職員の任免)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名及び職員を置く

3 事務局長及び職員は、理事長が任命する。

(組織及び運営)

第48条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、理事会において総理事数の3分の2以上の承認を得、総会において出席した正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他事業を行う場合における、その種類及びその他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散する際に生じる残余財産は、この法人と類似の目的をもつ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、福島民報及び福島民友に掲載するかインターネット・ホームページに掲載する。

ただし、法第31条の10及び第31条の12の公告については、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 長谷川 秀雄

同 末永 明子

同 西山 将弘

同 石河 京子

監事 大川 幸子

同 草野 祐香利

3 この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会員の会費は、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	正会員	10,000円
	準会員	1,000円

(法 第 1 0 条関係)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人いわき市民活動支えあいセンター)

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	長谷川 秀雄		無
理事	末永 明子		無
理事	西山 将弘		無
理事	石河 京子		無
監事	大川 幸子		無
監事	草野 祐香利		無

備考

- 1 「役職名」には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」には、福島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第3項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(法 第 10 条関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

いわき市で活動している市民活動団体の多くは、組織基盤が弱く活動を継続していくことに多くの困難を抱えている。また団体間の連携もほとんどとれていない。少子高齢化の進行で、一層住民の助け合い活動の必要性が増している現状にあって、いわき市で活動中の市民活動団体のこの現状を大きく改善するために、いわゆる「NPO の中間支援組織」を結成することとした。

2 申請に至るまでの経過

令和 6 年 4 月 19 日 任意団体「いわき市民活動支えあいセンター」を設立し、1 年間交流会やセミナーを開催し、法人化の準備を進めてきた。

令和 7 年 8 月 27 日 発起人長谷川秀雄、末永明子、石河京子、吉田むつみが集い、NPO 法人化を検討。

令和 7 年 9 月 29 日 設立発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和 7 年度及び令和 8 年度の事業計画、活動予算、役員案を審議し、決定した。

令和 7 年 10 月 20 日 設立総会を開催し、議案について承認され、申請に至る。

令和 7 年 10 月 21 日

特定非営利活動法人いわき市民活動支えあいセンター

設立代表者 住所

氏名 長谷川秀雄

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人いわき市民活動支援あいセンター

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① NPO 活動・市民活動に関する情報の収集・発信事業	・いわき市民活動万博を開催する	(A)令和8年2月21日 10時から15時 (B)いわき市産業創造館 6階企画展示ホール (C)60人	(D)NPO 活動・市民活動に関心がある企業と市民 (E)200人	226 20
	・法人のホームページを立ち上げ、広報活動を行う	(A)令和7年12月 (B)法人事務所 (C)2人	(D)NPO 活動・市民活動に関心がある企業と市民 (E)100人	50
② NPO 活動・市民活動の運営・交流に関する支援及び相談事業	・NPO 活動・市民活動の運営に関する個別相談を実施する ・特定非営利活動人いわき市民活動支援あいセンターの活動を紹介するダイレクトメールを発信する	・随時開催 (A) 11月上旬 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D)NPO 活動・市民活動団体 (E)200団体	50
③ NPO 活動・市民活動に関する研修事業	・本事業年度は実施予定なし			

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
④NPO 活動・市民活動に関する調査・研究及び政策提言に関わる事業	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A)年1回(1月) (B)中央台公民館 (C)4人	(D) NPO 活動・市民活動に従事するスタッフ (E) 30人	70
⑤ まちづくりの推進に寄与する事業	・いわき市民活動団体スタートダッシュ助成金を設置する	(A) 令和8年1月 (B) 法人事務所 (C)4人	(D) 活動開始間もないいわき市内の NPO 活動・市民活動団体 (E) 3団体	77
⑥ その他法人の目的を達成するために必要な事業	・本事業年度は、実施予定なし。			

記載する場合には、活動予算書の「事業費合計額」と全体の予算額の合計額を一致させる

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別業として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立翌年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人いわき市民活動支援あいセンター

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① NPO 活動・市民活動に関する情報の収集・発信事業	・いわき市民活動万博を開催する ・ホームページ等の SNS を活用した広報活動を行う	(A) 令和8年11月ごろ (B) いわき市産業創造館6階企画展示ホール (C) 60人 通年実施	(D) NPO 活動・市民活動に関心がある企業と市民 (E) 200人	226 20 50
② NPO 活動・市民活動の運営・交流に関する事業	・NPO 活動・市民活動の運営に関する個別相談を実施する ・特定非営利活動法人いわき市民活動支援あいセンターの活動を紹介する会報を発信する	・随時開催 ・年6回発行	— (D) いわき市内の NPO 法人 (E) 140団体	150

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業名 (定款に記載した事業)
③ NPO 活動・市民活動に関する調査・研究及び政策提言に関する事業	・NPO 活動・市民活動団体の課題を浮き彫りにするシンポジウムを開催する。	(A) 令和8年7月 (B) 中央台公民館 (C) 4人	(D) NPO 活動・市民活動に従事するスタッフ (E) 30人	70
④ まちづくりの推進に寄与する事業	・いわき市民活動団体スタートダッシュ助成金を実施する	(A) 令和9年1月 (B) 法人事務所 (C) 4人	(D) 活動開始間もないいわき市内の NPO・市民活動団体 (E) 3団体	50
⑤ その他法人の目的を達成するために必要な事業	・本事業年度は、実施予定なし。			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和 7 年度活動予算書

法人成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

単位：円

科 目	令和 7 年度予算額	備 考
1 経常収益		
(1) 事業収益	75,000	市民活動万博出展料 1,000 円×30 団体 スタートダッシュ助成金運 営費 45,000 円
(2) 助成金	181,000	いわき市まち・未来創造支 援事業
(3) 会費	120,000	正会員 10,000 円×10 準会員 1,000 円×20
(4) 寄付金	117,794	任意団体いわき市民活動支え あいセンターより 17,794 円 その他 100,000 円
計	493,794	
2 経常費用		
(1) 事業費	276,520	市民活動万博 226,520 円 ホームページ立ち上げ費用 50,000 円
(2) 旅費	60,000	
(3) 通信費	50,000	電話代 切手代
(4) 書籍費	10,000	
(5) 消耗品費	20,000	事務用品等
(6) 予備費	77,274	
計	493,794	

令和 8 年度活動予算書

自令和 8 年 4 月 1 日 至令和 9 年 3 月 31 日

単位：円

科 目	令和 8 年度予算額	備 考
1 経常収益		
(1) 事業収益	85,000	市民活動万博出展料 1,000 円×40 団体 スタートダッシュ助成金運 営費 45,000 円
(2) 助成金	181,000	いわき市まち・未来創造支 援事業
(3) 会費	150,000	正会員 10,000 円×12 準会員 1,000 円×30
(4) 寄付金	150,000	
計	566,000	
2 経常費用		
(1) 事業費	226,520	市民活動万博 226,520 円
(2) 旅費	60,000	
(3) 通信費	50,000	電話代 切手代
(4) 書籍費	10,000	
(5) 消耗品費	20,000	事務用品等
(6) 予備費	199,480	
計	566,000	